

静岡県公立大学法人博士後期課程等に在学する学生の授業料の減免等に関する規程

令和7年1月1日 規程第215号

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学大学院学則（平成19年4月1日規則第34号）第3条第8項に定める博士後期課程等に在籍する学生（以下、「博士後期課程等学生」という。）に係る授業料の減免について必要な事項を定めるものとする。

(授業料の減免の対象者)

第2条 この規程において、静岡県公立大学法人の授業料等に関する規則（平成19年4月1日規則第21号）第10条第2項のその他特別の理由があると認められる者とは、博士後期課程等学生のうち次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 静岡県公立大学法人授業料等の減免等に関する規程（平成19年4月1日規則第23号）第2条第1項に定める日本人等に該当する者であつて同規程による減免を受けていない者
- (2) 博士後期課程等に在籍する1年次の学生であつて入学年度4月1日時点で満35歳以下である者
- (3) 職業を有していない者又は、非正規雇用の者

(減免の額)

第3条 前条に該当する者が受けることができる減免の額は、年間の授業料の半額とする。

(減免の申請)

第4条 減免を受けようとする者は、入学手続きの締め切り日までに、様式第1号に学長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

2 申請を行った者の入学年度の前期授業料の納期限は、8月31日に変更されたものとみなす。

(減免の決定)

第5条 学長は、前条第1項の申請書類を受理したときは、実情を調査し、速やかに減免の承認又は不承認を決定し、様式第2号により通知するものとする。

(減免の取消し)

第6条 学長は、減免の承認を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、その承認の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に誤りがあった場合
- (2) 偽りその他不正の手段により承認を受けた場合
- (3) 減免の承認を受けた者が、授業料の納期限を守らない場合
- (4) 第2条に規定する要件に該当しなくなった場合

(減免決定・取消しの報告)

第7条 学長は前2条の規定による減免の決定又は取消しを行った場合は、その旨を直ち

に理事長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、減免の決定にあつては様式第3号に、減免の取消しにあつては様式第4号により行わなければならない。

(委任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

(様式第1号)

年度授業料減免申請書

(博士後期課程等学生用)

私は、授業料を減免していただきたいので、申請をいたします。

学長 様

年 月 日

申請者	フリガナ		研究科		第 学年
	氏名		学 府		
	学籍 番号	入学 年度	年度	研究室名	
				研究室電話番号	
	申請者 の住所	〒 (自宅・アパート・その他) 電話番号 携帯電話番号 メールアドレス			
生年 月日	年 月 日 (満 歳)				
保証人	フリガナ		申請者との 続柄		
	氏名				
	住所	〒 電話番号			

私は 年度新入生として、静岡県公立大学法人博士後期課程等に在学する学生の授業料の減免等に関する規程第2条に該当するため、授業料減免を申請します。なお、申請内容が事実と異なることが判明した場合には、免除を取り消されても異存ありません。

氏名

印

(様式第2号)

承認
授業料 減免 決定通知書
不承認

(研究科・学府)
(専攻)
(学籍番号)
(氏名)

年 月 日付で申請のあった授業料の減免について下記のとおり通知します。

記

前期 承認
年度 授業料の減免を する。
後期 不承認

※ 減免額 円

年 月 日

学長

(様式第4号)

授業料減免取消しに係る報告書

取消 対象者	(研究科・課程 学府・課程)		
	学籍番号		氏名

【取消年月日】

年 月 日

【取消しの年度・学期】

授業料 年度 前期 ・ 後期

【取消しの内容】

【取消該当項目】

- 申請内容に誤りがあった場合
- 偽りその他不正の手段により承認を受けた場合
- 減免の承認を受けた者が、授業料の納期限を守らない場合
- 第2条に規定する要件に該当しなくなった場合

【備考】

静岡県公立大学法人博士後期課程等に在学する学生の授業料の減免等に関する規程
第6条第 号に該当し、減免の承認を取消したので報告します。

年 月 日

学長

1 備考欄には、取消後納入することとなる授業料等の納入について記載すること